平成29年度第２回八戸市地域保健医療対策協議会（会議録）

日時：平成30年３月22日（木）　午後１時から
場所：八戸市庁別館２階　会議室Ｃ
出席者：18名
高木伸也会長、田口豊實副会長、於本章委員、河津俊太郎委員、松尾芳明委員、山内正孝委員、山田文義委員、松本朋子委員、伊藤恵美子委員、佐々木留美子委員、道尻浩助委員、齋藤稔委員、横町俊明委員、奥山一夫委員、大久保典佳委員、田名部麻野委員、安田潤委員、宮川隆美委員
事務局：
工藤健康部長、澤保健所長、佐々木次長兼介護保険課長、西村保健所副所長兼保健総務課長、小笠原総合保健センター推進室長、石藤健康づくり推進課長、金田保健予防課長、長嶺衛生課長

司会	定刻となりましたので、ただいまより、平成29年度第２回八戸市地域保健医療対策協議会を開会いたします。 私、本日の司会を務めます、保健総務課の山本と申します。 どうぞよろしくお願いします。 本日の出席状況を御報告いたします。本日は委員18名のうち17名が出席しております。１名の方は遅れております。八戸市地域保健医療対策協議会規則第４条第２項の規定により、会議が成立いたしますので御報告いたします。 それでは開会にあたりまして、高木会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	皆様こんにちは。大変な天気の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 今日の議題は主に平成30年度の事業予定だと思います。活発な御討議よろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございました。 次に、本日の会議の資料を確認させていただきます。 資料は、あらかじめお送りしておりました「次第」、「資料１　平成30年度保健所業務進行管理表」、「資料２　八戸市医療安全支援センターの設置について」、「資料３　八戸市健康増進計画「第２次健康はちのへ21」中間評価と改定版策定について」、「資料４　八戸市地域保健医療対策協議会委員の再公募の実施について」のほか、本日追加の資料として、「委員名簿」、「席図」、「八戸市健康増進計画「第２次健康はちのへ21」改訂版」、をお席に御用意しております。 資料に不足等ございましたら、お知らせくださるようお願いいたします。 よろしいでしょうか。 また、あらかじめお伝えしておきますが、この会議の議事につきましては、発言者の氏名を伏せて議事録を作成し、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱第６条により公開いたします。 それでは、議事に入らせていただきます。 規則第４条第１項の規定によりまして、協議会の会議は、会長が議長を務めることになっておりますので、高木会長よろしくお願いします。

会長	それでは、議事に入ります。 初めに議事の１番「平成30年度保健所事業計画について」事務局から説明願います。 少し時間がかかりそうですので、事務局の皆様には簡潔に御説明をお願いいたします。 なお、御質問、御意見等につきましては、案件ごとに事務局の説明が終了した後に受けることといたします。
事務局	私からは保健総務課の事業計画について御説明いたします。 それでは、「平成30年度の保健所事業計画について」、お手元の資料１「平成30年度保健所業務進行管理表」により、御説明いたします。 １ページをお開きいただきまして、はじめに、総務企画グループの事業計画について説明いたします。 総務企画グループでは、地域保健対策の推進として、保健所業務の進行管理などにより、保健所の運営体制の強化を図るほか、保健所長会の活動を通じて、保健所相互の連携、公衆衛生に係る知識・情報の収集及び向上を図ります。 動物愛護施設の整備につきましては、市役所内部において候補地の検討を行うとともに、動物の保護及び収容管理など施設の具体的な運営方法について関係団体等と協議を行い、その結果を基に動物愛護施設整備基本計画の策定を目指します。 保健衛生統計業務につきましては、毎年実施する人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査等を行うほか、２年に１度行われる医師、歯科医師、薬剤師調査及び歯科技工士、歯科衛生士、保健師等の実態把握を行います。 保健所移転準備につきましては、総合保健センターへの保健所の移転に係る計画の検討及び経費の積算を行います。 次のページをお開きください。 医事薬事グループの事業計画について説明いたします。 医事薬事グループでは、医療機関等に対する監視指導業務として、診療所等の許可申請や届出に係る調査のほか、医療機関等立入検査実施計画に基づき立入検査を行い、医療安全と院内感染対策の推進を図ります。 薬局等の薬事関係施設に対する監視指導業務としては、薬局等の許可申請や届出に係る調査のほか、薬事監視指導計画に基づく立入検査などを行うことにより、薬事関係施設の適正な業務運営の推進等を図ります。 医療安全支援センターの運営としては、４月から新たに医療安全支援センターを設置し、医療安全に関する助言及び情報提供を行います。医療安全支援センターの設置につきましては、議事の２で詳しく説明いたします。 保健総務課の事業計画の説明は、以上でございます。
事務局	健康づくり推進課の事業計画について御説明申し上げます。 資料１の３ページを御覧ください。３ページには成人のがん検診、歯周病検診等の各種検診事業や、中核市移行に伴い実施している不妊治療費助成事業、特定給食施設等栄養管理指導事業、国民健康・栄養調査、食品表示の相談・指導について掲

	載しており、30年度も今年度と同様に実施いたします。 　次に、４ページから５ページは母子保健に係る各種事業について掲載しております。 　５ページの21番の八戸市ハイリスク妊産婦アクセス支援事業は、切迫早産等のハイリスク妊産婦の方が八戸市から総合周産期母子医療センターである県立中央病院や特定機能病院である弘前大学医学部附属病院へ通院、分娩、ＮＩＣＵへ入院した新生児との面会をするために要した交通費及び宿泊費について助成するもので、今年度から実施している事業でございます。県のハイリスク妊産婦アクセス実施要綱に基づいて県内の周産期母子医療センターを対象に実施しておりますが、新年度からは県外の岩手医科大学附属病院を利用するハイリスク妊産婦さんも対象に八戸市独自で助成できるように準備を進めているところでございます。 　22番の不妊専門相談センター事業、23番の女性健康支援センター事業は中核市移行に伴って実施しております。 　24番から26番は30年度からの新規事業でございます。 　24番の子育て世代包括支援センター事業は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の拠点となるもので、事業内容としまして保健師、栄養士等による妊産婦及び乳幼児等の相談対応、情報提供や支援プランの策定、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整等を行い支援の強化に努めてまいります。場所は市庁別館２階の健康づくり推進課内とし、設置時期は30年度の中旬を予定しております。 　また、子育て世代包括支援センターの機能充実のため、25番の産前産後サポート事業、26番の産後ケア事業の実施を予定しております。産前産後サポート事業は妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助産師等による相談支援を行い、産後ケア事業は退院直後の母子への訪問等により心身のケア及び育児のサポート等を行う事業でございます。これらの事業につきましては、次回の地域保健医療対策協議会でさらに御説明したいと考えております。 　次に、６ページは成人を対象とした健康相談、訪問指導等、栄養事業や食生活改善推進員養成講座、保健推進員の育成等について掲載しております。９番の「第２次健康はちのへ21」につきましては、議事３でも御説明いたしますが、今年度は計画の中間評価と改訂版の策定をいたしましたので、これを基に各年代に応じた健康づくりを推進してまいります。 　以上で説明を終わります。
事務局	引き続き保健予防課の説明をいたします。資料は７ページ、８ページになります。 　平成29年度は県保健所から引き継がれた業務を滞ることなく運営していくことに重点を置き進めてきましたが、平成30年度は少しずつですが八戸市保健所としての体制整備や新規事業を実施していく予定としております。 　７ページを御覧ください。平成29年度との違いは、黒塗りの部分で示しておりますが、これは新規事業のものと平成29年度も実施しておりますが、進行管理表に記載していなかったものがありますので、御説明いたします。 　まず、予防接種業務ですが、平成30年度に新たに追加される国の定期接種はあり

	ませんが、３月１日から７日までの子どもの予防接種週間があり、これは毎年、国、県が実施している事業でして、年度内に接種を済ませる必要がある定期接種について医療機関へ協力を呼びかけ、この週間を活用して保護者の皆さんに受けてもらおうという趣旨ですが、平成30年度は保健所としても小児科の先生方へ協力をお願いしたり、市民の皆様への周知を積極的に進めていきたいと考えております。 次に、結核予防対策ですが、退院時ＤＯＴＳカンファレンス（随時）については今年度も行っておりますが、進行管理表へ明記いたしました。それからＶＮＴＲ検査（全数）、コホート検討会を新規に記載しておりますが、結核菌のＶＮＴＲ検査、いわゆる菌の指紋を取るようなものですが、これまでは集団感染があった時に発病した結核患者さんが同じ感染経路だったのか調査するために行っておりましたが、平成30年度は全部の結核菌陽性患者に対して行う計画を立てております。コホート検討会は、結核患者の治療成績を分析評価し、それを医療機関に還元して結核医療、保健所の患者支援の質の向上を図るものです。この検討会は前年度の結核患者が評価対象となりますので、平成30年度に初めて実施するものとして記載させていただいております。 その他、表の下のところには、感染症対策につきまして平成29年度は一部実施しておりましたが、十分できていなかった事業所や施設を対象とした研修でありますとか、緊急発生時に備えての市保健所職員に対する研修、訓練その他関係機関等との協議等を進めて行くものとして予定しております。 次に８ページを御覧ください。 保健福祉グループの事業につきましては、大きく変わったものはありませんが、小児慢性特定疾病と難病対策のところで新たに医療相談会及び患者家族交流会を予定しております。特に難病患者さんの医療相談会は平成29年度も１回開催したのですが、参加人数が非常に多く、要望が大きいことから平成30年度は２回に増やしました。また、難病患者さんには多くの関係機関が関わり、これまでもケア会議等を実施しておりましたが、平成30年度はネットワーク会議という形で計画をさせていただいております。 保健予防課につきましては以上です。
事務局	衛生課の業務について御説明いたします。 資料の９ページを御覧ください。 犬の登録業務及び狂犬病予防注射業務でございますが、犬の飼育頭数の減少に伴い、登録頭数も年々減少傾向にあります。犬の登録頭数の維持と狂犬病予防注射の接種率向上を図るため、本庁と分室の２箇所の窓口を設置し、登録事務を行いながら潜在的な未登録、未接種の把握に努めるとともに春と秋の集合注射の実施、実施後の未接種犬に対する催告通知、年度末には飼い犬飼育指導員による戸別訪問指導を実施してまいります。 動物の愛護と適正な飼養に関する業務でございますが、咬傷事故、苦情等には迅速に対応し、飼い主に対して再発防止、適正管理の指導をしてまいります。捕獲等による抑留、譲渡等につきましては、県と委託契約し、抑留動物の飼い主への返還、

	里親への譲渡の取り組みを行い、負傷動物については三八支部獣医師会と委託契約し負傷動物の治療の充実に努めてまいります。 　食品衛生業務でございますが、食品関連施設の衛生レベルの維持、向上を図るため通常の監視業務に加えて、食中毒リスクの高い施設に対する重点的な監視指導を実施してまいります。年間を通じての許認可業務のほか、監視指導については八戸市食品衛生監視指導計画に基づいて業務を実施します。市内の食品関係施設の許可業種と許可不要業種あわせて約3,000件の監視を行います。夏季、冬季の一斉取締りのほか、強化月間を定めまして朝市、イベント、山菜きのこ等の季節・時期に応じた食中毒防止の指導等を強化してまいります。 　また、流通食品の安全性の確保のため、市内の店舗から食品を取り去り、添加物、残留農薬等を検査する収去検査を94検体について実施します。食中毒の疑いが発生した際は関係機関と連携して事故の拡大防止、早期収束を図るため迅速的確に対応してまいります。 　10ページを御覧ください。 　水道法及び県の水道条例等に係る業務でございますが、飲用水の衛生確保のため主に専用水道及び簡易専用水道施設への立入検査を実施します。病院等において地下水等を水源とする専用水道については６月及び７月に２施設を、水道水をタンクに溜めて使用する簡易専用水道については年１回の法定検査で不適当とされた施設について立入検査を実施します。 　生活衛生関係施設に係る業務でございますが、市民の日常生活に関連する施設の衛生水準の維持向上のため、理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場の営業六法のほか、建築物衛生法、温泉法に係る許認可業務のほか、その関係施設約1,300施設について３年に１回全施設の監視指導を実施します。さらにレジオネラ症の発生及び蔓延防止のため、医療施設、公衆浴場、旅館業の入浴施設の管理状況について監視指導を実施してまいります。 　衛生課の業務の説明は以上でございます。
会長	ただいまの説明について、御質問、御意見等ございますでしょうか。
会長	市の保健所に業務が移行されて少し経ちますが、全般的な移行状況はどうだったのでしょうか。
事務局	市の保健所ができたのが平成29年１月１日でございまして、１年３ヶ月ほど経ちますが、最初の年に関しましては県から移譲された業務を円滑に引き継ぐことを大きな目標にさせていただきました。その点では、大きな混乱等も無く、順調に進んでいると思っております。ただ、まだ実力不足でございますので、今後大きな案件が発生したり、色々な事が起きますと対応できない部分が出てくるかもしれませんが、皆様の御協力をいただきながら円滑に進めていきたいと思っております。
委員	９ページの飼い犬飼育指導員による戸別訪問という項目がございますが、何名で対応する予定でしょうか。それから、大型犬の飼養実態把握ですが、市単独ではなかなか難しいと思いますので、県との連携がかなり必要になると思います。特に土佐犬は、登録がなかなか進んでいないところもありますし、咬傷事故が発生した場

	合に大きな被害が出るのがこの犬種ということになりますので、連携についてどのように考えておられるのでしょうか。
事務局	飼い犬飼育指導員につきましては、シルバー人材センターにお願いしておりまして、10名程度になります。 土佐犬等の大型犬につきましては、２月から土佐犬の飼い主の自宅を訪問し、飼育状況、登録状況、注射状況を確認し、必要な指導を行っております。それを取りまとめたうえで、県、獣医師会、警察と指導の方法をこれから考えていきたいと思います。
委員	生活衛生関係施設に係る業務として、生活衛生関係営業六法に係る許認可の業務がございますが、この許認可に関係する美容所、理容所等を生衛業と申します。法律によって作られておりますその方々の生活衛生同業組合が県内に10組合ありますが、組合員が減少し続けております。全国チェーン店の伸長などの社会的要因により、理容所、すし店などの個人経営の店がどんどん減っています。このような状況を踏まえ、組合加入促進、活性化のために、毎年、厚生労働省は都道府県、政令市に対して、許認可の際、新規開設店に生衛組合に関する情報提供を行うよう依頼をしております。また、私たちは、上部団体である全国生活衛生営業指導センターから、県知事、各政令市の首長に陳情などを行うよう要請されており、八戸市には昨年度もお願いをして情報提供していただいておりますが、今後ともご協力くださるようお願いいたします。
事務局	青森県生活衛生営業指導センターからは毎年お話をいただいて、これからも協力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	それでは次に、議事の２番「八戸市医療安全支援センターの設置について」事務局から説明願います。
事務局	それでは、「八戸市医療安全支援センターの設置について」御説明申し上げます。 資料２を御覧ください。 まず、「１　背景」でございますが、医療法第６条の９で「保健所を設置する市は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されていることから、医療の質を向上させることを目的として「八戸市医療安全支援センター」を設置するものでございます。 「２　概要」でございますが、設置根拠は医療法第６条の 13 第１項、設置場所は保健所保健総務課内、設置時期は平成 30 年４月１日を予定しております。 「３の運営方針（案）」でございますが、４項目、定めたいと考えております。これは、国の医療安全支援センター運営要領に準じたものでございます。読み上げます。 一、患者等と医療提供施設との信頼関係の構築を支援するよう努めます。 二、患者等と医療提供施設との間にあって、中立的な立場から医療相談等に対応し、双方から信頼されるよう努めます。 三、相談者のプライバシーを保護し、医療相談等により相談者が不利益を被るこ

	とがないように配慮するなど、患者等が安心して相談できる環境整備に努めます。 四、地域の医療提供施設、医療関係団体の相談窓口、関係機関等と連携し、協力して運営する体制を構築するよう努めます。 次に「４　業務内容及び体制（案）」でございますが、「業務内容」は、患者等からの医療相談等への対応、患者等又は医療提供施設に対する助言及び情報提供、医療安全施策の普及啓発、その他医療の質の向上に関し必要な業務とします。 「相談窓口」でございますが、月曜から金曜日の午前９時から 12 時まで、午後１時から４時まで開設し、電話や面談等により相談を受付けます。窓口には、専任の医療相談員を配置するとともに、医療技術職員等を業務に従事させます。また専用電話を設置いたします。 裏面を御覧ください。 「５　医療安全推進協議会について」でございますが、国の定めた医療安全支援センター運営要領で、センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策等を検討するため、医療安全推進協議会を設けることが求められております。 また、この協議会の中立性、公平性を確保するため、医療サービスの利用者、医療関係者や学識経験者などから複数の委員を選任することも求められております。 既に、医療安全を含む地域保健に関する事項を審議する当協議会を設置しており、医療安全推進協議会に求められる委員構成も類似していることから、当協議会に医療安全推進協議会の機能を担っていただきたいと考えております。 説明は以上でございます。
会長	ただいま事務局から説明がありましたが、この協議会に新たに設置する医療安全支援センターの運営方針などを検討する医療安全推進協議会の機能を担ってもらいたいとのことでしたが、御質問、御意見等ございますでしょうか。
委員	「医療関係団体の相談窓口等と連携し」とありますが、この協議会に出席することで連携していることになると思いますが、実際に医療安全支援センターに患者さんから相談の電話があった場合には、そこで話をまとめるのでしょうか。それとも、相談を受けて歯科医師会などに話が来るということもあるのでしょうか。
事務局	この協議会に医療関係者の方に多数出席いただいておりますので、当然そこでの連携はありますが、例えば、医師会は在宅に関する医療相談窓口というのを設けておられます。医療安全支援センターに相談が来た場合はお受けいたしますけれど、さらに詳しい内容を聞きたいというような場合にはそのような窓口を御紹介します。例えば、市民病院ではがんの相談窓口を設けておりますが、医療安全支援センターにがんの相談が来た場合は、市民病院も紹介するというようなところで連携を図っていきたいと考えております。
委員	これまでも歯科医師会に患者さんから直接連絡があって苦情、疑問を受ける場合がありますが、内容的には歯科医療ではなくて、別なことで誤解が生じているというような場合は、歯科医師会で受けたものを医療安全支援センターに連絡することも可能なのでしょうか。

事務局	患者さんからの苦情に関しては受け付けます。双方で何か誤解等がある場合は、相談者に実際に受診をしている医療機関にお話をするように助言したり、逆にこちらで仲介をしたりというようなことは行っておりますが、極端な話として、裁判になるようなことについては医療安全支援センターでも取り扱いませんので、そういった場合は別な機関に相談していただくことになると思います。
会長	この協議会が医療安全推進協議会の機能を担うのはいいのですが、具体的にこの協議会に議題としてあがることは予想されますか。
事務局	具体的にどのようなものが議題としてあげられるかということですが、試験的に１年間相談業務を行ってきたところからも、相談、苦情内容などについては統計的にお示しできると思います。そのような相談、苦情の中で、特に皆様方に紹介をして、御意見をいただいた方が良いと考えられる案件がありましたら、この協議会で審議していただければと思っております。いずれにいたしましても相談件数などについては、この協議会で報告していきたいと考えているところでございます。
会長	それではこの協議会が医療安全推進協議会の機能を担うことでよろしいでしょうか。 反対の方いらっしゃいますか。 いないようですので、この協議会が医療安全推進協議会の機能を担うことといたします。
会長	それでは次に、議事の３番「八戸市健康増進計画「第２次健康はちのへ 21」改定版の策定について」事務局から説明願います。
事務局	それでは「八戸市健康増進計画「第２次健康はちのへ 21」改定版の策定について」御説明いたします。 資料３を御覧ください。 申し訳ございませんが、初めに資料の訂正がございます。「改定版」の文字が「定」になっておりますが、本日お席に御用意しております冊子のタイトルのとおりでございますので、訂正をよろしくお願いいたします。 それでは説明を続けます。 「１．背景」でございますが、健康増進法第８条に基づく八戸市健康増進計画「第２次健康はちのへ 21」を策定し、健康づくりを推進してまいりました。本計画は、10 年間を計画期間としており、今年度は策定後５年目であることから中間評価を行い、28 年度で計画期間が終了となった食育推進計画の内容を盛り込み、両計画を一体化した改訂版を策定いたしました。 次に「２．中間評価の概要」でございますが、健康づくり戦略である栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康、がん、循環器疾患、糖尿病の９領域について 108 の指標を設定し評価したところ、策定時より 71 指標(65.7%)が改善しておりました。変わらない指標は８指標、悪化している指標は 22 指標で、把握方法・対象者等が異なるため評価が困難な指標が７指標でした。領域別にみますと、循環器疾患において 20 指標中悪化している指標が９指標と多く、その内容は脳血管疾患の標準化死亡の上昇、検診受診後の精密検査受診率の低下な

	どでございました。 「３．改訂版の概要」でございますが、中間評価の結果を踏まえ、こころの健康、喫煙、歯・口腔の健康、がん、循環器疾患、糖尿病の領域において、新たな市民のチャレンジ目標、市の施策を追加及び強化することといたしました。また、計画の期間は平成 30 年度から平成 34 年度までとし、平成 34 年度には、最終評価を行います。 「４．計画の周知」につきましては、ホームページ、わが家の健康カレンダー、広報はちのへに掲載するとともに、概要版リーフレットを作成し、健康教室等保健事業で配布するなど周知に努めてまいります。 ２ページ目には参考としまして、計画のめざす姿、めざす姿を実現するための４つの基本的な方向、健康づくり戦略、健康づくり推進体制を記載しております。健康づくり戦略といたしましては、引き続き９つの領域を掲げ、領域ごとに市民のチャレンジ目標を設定するとともに。重点戦略としてがん予防、糖尿病予防、脳血管疾患予防、歯・口腔の健康づくり、こころの健康づくりの５つを設定いたしました。 別添えの資料には、９つの領域ごとに定めた市民のチャレンジ目標及び施策一覧で二重線を引いたところが新たに追加したものでございます。 なお、改訂版の冊子を本日お席に御用意しておりますので、後ほど御覧ください。 以上で説明を終わります。
会長	ただいまの説明について、御質問、御意見等ございますでしょうか。
会長	改訂版の冊子の９ページですが、皆さん御存知だと思いますが、青森県の健康寿命が最新のデータでは男性 34 位、女性 20 位となっております。男性がどうしてこんなに良くなったのか分からないところではありますが、1.5 歳以上良くなっていますね。
事務局	先日の調査の報告も拝見しておりました。青森県は男性が 71.64 歳、女性は 75.14 歳ということで健康寿命が延びているということを見て、県内での保健活動の成果が出てきているのかなと思うところもございますが、これらを参考に「第２次健康はちのへ 21」計画も進めていきたいと考えております。
会長	それでは議事の最後「その他」ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。
	（特になし）
会長	事務局の方から何かありますか。
事務局	それでは事務局から３点御説明いたします。 １点目でございますが、「八戸市地域保健医療対策協議会委員の再公募の実施について」御説明申し上げます。資料４を御覧ください。 「１　理由」でございますが、当協議会の委員につきましては、八戸市保健所条例第３条第３項の規定により公募に応じた者の中からも委嘱することとされておりますが、現在公募による委員を確保できていないことから、再度委員の公募を実施するものでございます。 「２　募集人員」につきましては２名であり、「３　任期」につきましては委嘱の

	日から平成31年３月31日までとするものでございます。 「４　今後の予定」でございますが、委員の公募は５月１日から２週間程度行うこととしておりまして、広報はちのへ５月号に記事を掲載するほか、４月下旬から各公民館等へのチラシ設置や市のホームページにより周知を行います。 その後、応募者の選考を行いまして、来年度第１回目の当協議会の会議において委嘱状の交付を行う予定でございます。 次に２点目でございますが、前回の会議におきまして、当協議会に加えるべき団体があれば、第２回目の会議までにお知らせいただきたいと委員の皆様にお願いをしておりましたが、特に御意見がございませんでしたので、御報告いたします。 最後に３点目でございますが、来年度第１回目の当協議会の会議の日程案について、御説明申し上げます。 来年度第１回目の当協議会の会議につきましては、今年度と同様に８月に開催させていただきたいと考えております。 後日、会長と日程調整をさせていただきますが、今のところ８月８日の水曜日を第一候補としたいと考えております。 説明は以上でございます。
会長	ただいまの説明について、御質問、御意見等ございますでしょうか。
会長	公募の委員は、以前はおりましたよね。
事務局	今回も公募の委員を２名募集しましたが、１名しか応募が無く、選考の結果落選したため、現在、公募の委員がいない状況になっております。
会長	それでは、これをもちまして議事を終了し、司会の方へ進行をお返ししたいと思います。御協力ありがとうございました。
司会	会長、ありがとうございました。 それでは、これをもちまして八戸市地域保健医療対策協議会を閉会いたします。 なお、会議の報酬等につきましては、御指定の口座に後日振込とさせていただきます。 本日はお忙しい中、また、悪天候の中御出席をいただきまして、ありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。